# 韓国人女性はなぜ日本に結婚移住するのか 一山形県における聞き取り調査の結果に見るプッシュ要因—

What makes Korean women marry Japanese men and migrate to Japan?

An analysis of push factors based on the results of interviews

with Korean women living in Yamagata Prefecture

内海 由美子<sup>1</sup>·澤 恩嬉<sup>2</sup> UTSUMI Yumiko·SAWA Eunhee

#### Abstract

Results of interviews with Korean women who married Japanese men through matchmaking brokers and migrated to Japan, reveals certain types of women, for example women raised in poor families such as single-mother homes, women over marriageable age, and divorced women with children. They have been pushed from Korean society by gender, social and cultural factors. Gender factors are the low status of women in their families and their workplaces, and the emphasis on women's age and appearance in choosing their partners. Social factors are the undeveloped social security system including the pension system and social welfare, and the impoverishment of women, especially single-mothers. Cultural factors include high marriage expenses caused by the feelings towards marriage within families, and widespread and accessible matchmaking brokers. In addition, personal problems such as being crime victims, involved in bad relationships, or company bankruptcies, trigger Korean women to marry Japanese and emigrate to Japan.

キーワード: 結婚移住女性 外国人配偶者 プッシュ要因 プル要因 地域日本語教育

## 1. はじめに

1980年代後半以降、国際結婚により日本に移住するアジア女性が増えている。山形県も例外ではない。その要因として、日本の経済力と農村部の「嫁不足」が挙げられてきた。しかし、伊藤(2002)、賽漢卓娜(2007)らが指摘するように、日本がアジア女性を受け入れる要因(プル要因)と同時に、出身国が女性を送り出す要因(プッシュ要因)をも考え分析する必要がある。

そこで本稿では、山形県における国際結婚でもっとも多い韓国人女性に焦点をあて、な ぜ日本に結婚移住するのかを、プッシュ要因を中心に考察する。データとして用いるのは、

.

<sup>1</sup> 山形大学国際センター (2009年10月1日より基盤教育院) 准教授

<sup>2</sup> 山形短期大学総合文化学科 講師

法務省入国管理局「外国人登録者数」、厚生労働省「人口動態統計」、韓国統計庁「人口動 向調査」のほか、内海(2008)、内海(2009a)で行った韓国人女性14名に対する聞き取り 調査と、澤が2009年に行った韓国人女性2名に対する聞き取り調査の結果である。

# 2. 山形県に結婚移住した外国人女性の概要

# 2.1. 山形県における外国人登録者の状況

山形県の外国人登録者数は、2008年末現在7,232人で、過去最高記録を更新し続ける全国の推移とは逆に、3年連続で減少している。県の人口に占める割合は0.61%<sup>3</sup>と外国人散在地域である。男女比を見ると、男性21.0%、女性79.0%と女性が多い<sup>4</sup>。国籍別上位の女性の割合も、中国80.5%、韓国83.7%、フィリピン92.6%と、圧倒的に女性が多いことがわかる<sup>5</sup>。

在留資格別では、「永住者」38.2%、「日本人の配偶者等」16.2%、「特定活動」13.1%等となっている。ただし、「永住者」が前年比240人増、「日本人の配偶者等」が前年比253人減という状況から、「日本人の配偶者等」から「永住者」に在留資格の切り替えが進んでいると見ることができ、山形県には、結婚によって移住してきたアジア女性、特に中国、韓国、フィリピンからの女性が多いと見ることができる。

# 2.2. 山形県における国際結婚「夫日本人・妻外国人」の状況

ここでは、山形県における国際結婚「夫日本人・妻外国人」<sup>6</sup>の状況と、「夫日本人・妻韓国人」の婚姻の特徴について分析する。使用する統計資料は、「平成9年~平成20年人口動態統計」「平成18年度人口動態統計特殊報告」(厚生労働省)である<sup>7</sup>。

また、山形県の場合、「夫日本人・妻外国人」の婚姻数は、1975年に2、1985年に14(うち4が朝日町のフィリピン人女性)と、急増した1980年代後半以前は非常に少数である。従って、山形県は日本人男性とオールドカマーの女性との婚姻はきわめて少ないと考え、本稿では「韓国・朝鮮」を韓国からのニューカマーと見なすこととする。

# 2.2.1. 「夫日本人・妻外国人」の婚姻数

日本における「夫日本人・妻外国人」の婚姻数は、1965年の4,156から2005年の33,116と、40年で約8倍に増加している。一貫して増加傾向が続いてきたが、2007・2008年は前年より減少し、2008年には28,720となっている。国際結婚全体に占める割合は77.7%で、「夫外国人・妻日本人」の婚姻よりはるかに多い。妻の国籍は中国(42.5%)、フィリピン(25.4%)、韓国・朝鮮(15.7%)、タイ(4.7%)で9割近くを占める。

山形県における「夫日本人・妻外国人」の婚姻数は、1998年の582をピークに、2008年

\_

<sup>3</sup> 全国は1.74%。

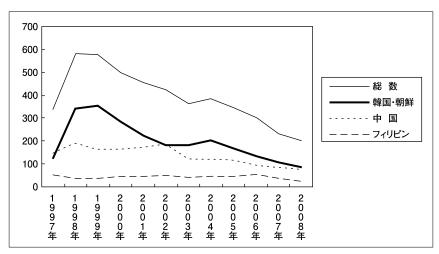
<sup>4</sup> 全国では男性46.5%、女性53.5%。

<sup>5 「</sup>山形県国際交流センター外国人相談窓口通信」(財) 山形県国際交流協会(2009年5月発行)

<sup>「</sup>人口動態統計」(厚生労働省)では、日本における婚姻と離婚を国籍別に見る場合、「夫婦とも日本」「夫婦の一方が外国」と分け、後者をさらに「夫日本・妻外国」「夫外国・妻日本」と分けている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> e-Stat政府統計の総合窓口(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do)。

には201にまで減少している。県内の日本人の婚姻に占める割合は、1998年に9.4%(全国平均2.8%)で全国1位だったが、2008年には3.7%(全国平均4%)で全国17位である。しかし、県内の国際結婚に占める「夫日本人・妻外国人」の婚姻の割合は94.4%で、全国1位である。



グラフ1 山形県における「夫日本人・妻外国人」の婚姻数の推移

1985年から始まった行政主導による国際結婚では、フィリピン人女性が山形県に移住した。しかし1990年代に入って相手国が韓国にシフトした<sup>8</sup>。その後は中国人女性も増え、1996・1997年には韓国人女性を上回ったが、1998年に再び逆転した。2008年現在、妻の国籍の割合は、韓国・朝鮮(43.3%)、中国(36.8%)、フィリピン(10.0%)、タイ(2.0%)で、47都道府県のうち、山形県のみが「妻韓国人」の構成比がもっとも大きい。これは1998年以降一貫している。

#### 2.2.2. 「夫日本人・妻韓国人」の婚姻数の推移と移住先の変化

山形県における「夫日本人・妻韓国人」の婚姻数の推移を見ると、1999年の360がピークで、それ以降は減少を続け2008年は87で4分の1以下となっている。しかし、2008年までの婚姻数で年間360を上回るのは、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の7都府県のみである。ここからも、山形県における「夫日本人・妻韓国人」の婚姻数がいかに多く特徴的かということがわかる。

全国の「夫日本人・妻韓国人」の婚姻数は、1998年から2007年まではほぼ横ばい状態で、減少の一途をたどっている山形県の推移とは傾向が一致しない。そこで隣県の宮城県の推移を見ると、山形県がピークを迎える1999年以降も増え続け、2002年には逆転して宮城県の件数が多くなり、2004年の235でピークとなっている。その後、2005~2007年には、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川でピークを記録している。このデータから、韓国人女性の結婚

15

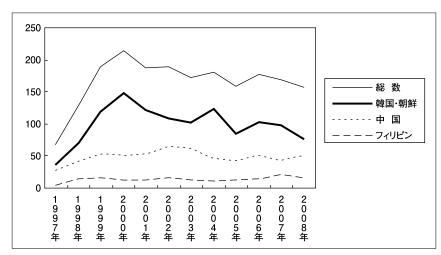
\_

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 石井(1995)によれば、「顔かたちが日本人とよく似ている韓国人女性の方が、子供が大きくなってもいじめられないだろうといった『失礼な』理由で」だという。

移住先が、山形県から宮城県(仙台市)へ、続いて首都圏へと、より都市部へ移っていっている可能性が示唆される。

## 2.2.3. 「夫日本人・妻外国人」の離婚数

「夫日本人・妻外国人」の離婚数を見ると、2000年の214をピークに減少しているが、2008年も157と、婚姻数に比べて減少幅が小さい。日本人の離婚全体に占める割合を比較すると、1997年から2007年まで全国5位以内、2008年も7.8%で全国10位と、「夫日本人・妻外国人」の離婚の割合が大きいことがわかる。その中でも「韓国・朝鮮」はもっとも高い割合となっている。



グラフ2 山形県における「夫日本人・妻外国人」の離婚数の推移

以上、山形県は国際結婚に占める「夫日本人・妻外国人」の婚姻と離婚の割合が大きく、 両者において韓国人女性の割合が高いことが特徴であると言える。

## 2.2.4. 国際結婚における韓国人女性の特徴

結婚移住する女性の中で、韓国人女性はどのような特徴があるだろうか。まず、再婚の割合は1992年が35.9%、2005年が41.4%で、5.5ポイント増である。これを中国(13.3ポイント増)、フィリピン(7.7ポイント増)、タイ(15.5ポイント増)と比べると、増加幅が小さいことがわかる。「夫日本人・妻外国人」の婚姻が増加した当初から、韓国人女性は再婚の割合が高い。

XI TALTON SALENCE OF TARRELE						
	1992年			2005年		
妻の国籍	全婚姻	初婚	再婚	全婚姻	初婚	再婚
韓国・朝鮮	30.5	27.9	35.6	35.6	31.2	42.2
中国	30.3	28.2	35.4	31.7	27.8	36.9
フィリピン	25.4	25.3	29.3	27.9	27.2	35.1
タイ	27.8	26.7	31.1	32.2	29.4	37.1

表1 「夫日本人・妻外国人」の婚姻における妻の平均婚姻年齢

次に、平均婚姻年齢を「全婚姻」「初婚」「再婚」で見ると、2005年はいずれのカテゴリーにおいても「韓国・朝鮮」女性の年齢がもっとも高く、上昇幅も大きい。特に「再婚」では、13年間で6.6歳の上昇である。「全婚姻」における夫との年齢差は、「韓国・朝鮮」は6.9歳で、中国(12.2歳)、フィリピン(16.1歳)、タイ(12.1歳)と比べて非常に小さい。以上のデータから、韓国人女性は再婚の割合が大きく、平均婚姻年齢も高く上昇傾向にあり、特に再婚でその傾向が顕著であると言える。

## 3. 仲介型国際結婚について

## 3.1. 日本における国際結婚のきっかけ

日本における国際結婚が1980年代後半に急増した最大の要因は、日本人男性とアジア女性の結婚が増えたことである。その結婚のきっかけについて、石井(1995)は、フィリピン人女性の場合、性風俗産業への出稼ぎにより「お店で知り合う」パターンと、「業者を通じたお見合い」の二つがあるとしている。定松(1996)はフィリピン人女性の結婚のパターンを「現地出会い型」「国内出会い型」「行政仲介型」「ブローカー仲介型」に分けている。

山形県は、1985年に朝日町で「行政仲介型」の国際結婚が成立した。全国初の行政主導であったことから注目を浴び、大蔵村(1986年)、真室川町(1987年)、鮭川村(1988年)、戸沢村(1989年)と続くが、さまざまな批判を受け「行政仲介型」は姿を消す。代わりに、民間の業者や、先に結婚移住したアジア女性がブローカーとして仲介するようになった。

内海(2008·2009a)で聞き取り調査を行った韓国人女性14名のうち、13名が「知り合い」や「仲人さん」による仲介型で、1名が「国内出会い型」と、圧倒的に仲介型の結婚が多い。また、仲介型では、日本側の「仲人」が韓国人だった人が12名、日本人だった人が1名で、韓国と日本に住む韓国人同士が連携して仲介するケースが多いと思われる。

#### 3.2. 韓国における仲介型国際結婚

#### 3.2.1. 国際結婚件数の推移

1990年代以前は、韓国社会における国際結婚は、主に韓国人女性の日本やアメリカへの結婚移住が大部分を占めており、国際結婚をして国内に居住するというケースはそう多くなかった。しかし、1990年代以降、中国朝鮮族をはじめとするベトナム、フィリピン、タイなどのアジア女性と韓国人男性との結婚が急増し、国際結婚そのものの件数も大幅に増加した。韓国統計庁の調べによると、1992年には国際結婚件数(5,534)全体のうち、「妻外国人」が37.2%(2,057)、「夫外国人」が62.8%(3,477)であったのに対し、2008年には国際結婚件数(36,204)全体のうち、「妻外国人」が77.8%(28,163)、「夫外国人」が27.5%(8,041)と、逆転している。

当初より国外へ結婚移住する韓国人女性の問題は、韓国国内ではあまり目立たなかったが、近年急激に増えている外国からの結婚移住女性に関わる様々な問題が新たな社会問題として浮かびあがったことで、ますます結婚移住する韓国人女性の存在が見えにくくなっているのが現状である。

このような状況の中でも、韓国人女性の国外への結婚移住は年々増え続けており、そのうち「夫日本人」の場合が、全体の件数の6割から7割以上を占めている。また、日本人と結婚する韓国人女性における、初婚と再婚の割合がほぼ等しいことも注目しておきたい。

### 3.2.2. 国際結婚仲介業者

薛東勳・林慶澤(2005)は、女性が国際結婚を通じて他の国へ移住する現象は、その人の個人的な選択の問題としてみることもできるが、その背後には全地球的資本主義体系、送り出し国と受け入れ国の社会と政府、国際結婚仲介業者など多様な社会的要因が作用していると述べている。中でも国際結婚を通じた移住が増えた原因の一つに、国際結婚を成立させることで営利を追求しようとする仲介業者などがあるという。また、近年韓国国内で増えている韓国人男性と外国人女性との国際結婚の際に、一部の仲介業者が虚偽の情報を流し、書類を偽造するなどの違法行為を行っているとし、さらに国際結婚仲介業者を名乗る一部の人身売買組織が偽装結婚を斡旋しているなどと、韓国における国際結婚仲介業者の深刻な問題点を指摘している。

韓国人女性と日本人男性との国際結婚においても仲介業者の仲介によって行われるケースが非常に多い。国際結婚仲介業は設立が容易なうえ利益が多いという理由から、専門的な業者だけでなく、個人が結婚ブローカーを行っている場合も少なくない。ネット上で運営している業者も数多く存在し、簡単に仲介業者のホームページにたどり着くことができる。これらのホームページには、仲介業者が対象とする韓国人女性について多くの共通項が見られる。その宣伝文句は以下のとおりである。

- ①日本人との国際結婚を真剣に考えている方
- ②日本で新しい人生を始めたい方
- ③個人的な事情により、国内での生活が厳しい状況におかれている方
- ④経済的に余裕があって安定した生活を望んでいる方
- ⑤国内で債務不履行者という理由で、経済活動に制約を受けている方
- ⑥海外で生活しながら働きたい方
- ⑦再婚を考えているが、子どもがいることで悩んでいる方 (養子縁組可能)

明らかに何らかの「個人的な問題」を抱えた女性たちをターゲットにしていることが分かる宣伝文句である。近年、日本では国際結婚カップルの離婚が増加しているが、韓国人女性の場合は、営利目的のために債務不履行者や就労を目指す女性でさえ集めて結婚させようとする仲介業者側のこのような宣伝も起因しているのではないかと考えられる。

# 4. 送り出し側と受け入れ側の要因分析

ここでは、なぜ日本は韓国をはじめとするアジアから結婚移住女性を受け入れるのか(プル要因)、なぜ韓国は女性を日本に送り出すのか(プッシュ要因)について考察する。

賽漢卓娜(2007)は中国人女性が国際結婚に至るプッシュ要因を、「経済的要因、ジェンダー的要因、文化的要因」の三つから分析し、「ジェンダー的要因」を「中国的家父長制的ジェンダー要因」と「新国際分業におけるネオ家父長制的ジェンダー要因」に分けて

いる。本稿では、賽漢卓娜(2007)のジェンダー的要因・文化的要因を援用し、これに社会的要因を加えてプル要因とプッシュ要因を分析する。ジェンダー的要因は、さらに「家」と「職場」の二つの側面から考える。

# 4.1. 日本社会へのプル要因

# (1) 社会的要因

日本がアジア女性の結婚移住を受け入れる社会的要因として、竹下(2000)は、人口の男女比においても、20~34歳までの未婚人口の男女比においても、男性が上回っている「人口の男女比の不均衡<sup>9</sup>」をあげている。

未婚人口の増加は山形県においても顕著である。菅野(2002)は1975年と2000年の未婚率を分析しているが、これによると、男性の未婚率は、24~29歳で、43.7%(1975年)から64.4%(2000年)へ、30~34歳で10.7%から39.8%へと大幅に上昇している。「非婚化の動向を示す目安となる」(菅野2002:80)50歳時点の未婚率は1.3%から11.3%となっている。45~54歳の未婚者数は、1,089人から10,997人に増え、25年間で約1万人以上の未婚男性が増加したことになる。このような人口の不均衡に加え、女性の高学歴化、都市への流入、結婚観の変化が大きく影響し、農村は「嫁不足問題」に直面することになったのである。

# (2) 文化的要因とジェンダー的要因

山形県に結婚移住したアジア女性を対象に調査を行った中澤(1996)は、農村がアジアから女性を受け入れる目的を、「イエの維持・存続、ムラの崩壊防止 $^{10}$ 、老親扶養・介護」であると分析する。

農村の介護問題を分析した遠藤(2001)は、「農村社会では、介護は家族機能の一つであり『嫁のつとめ』といった認識が根強い」と指摘する。「家意識」が強く、他人が家に入ることに対して強い抵抗を示すこと、介護にかかる費用が経済的に大きな負担となっていることが背景にある。つまり、介護要員としての日本人「嫁」が期待できない以上、お金を払って他人を家に入れるのではなく、アジアから「嫁」を迎えようとするのである。

このように、仲介型の結婚の場合、最初から「嫁の役割」を果たす女性が求めてられているケースが多い。従って、定松(1996)、笠間(1996)、竹ノ下(2003)らが指摘するように、結婚移住した女性は「嫁の役割」への一方的同化が強いられることになり $^{11}$ 、そこには「家」におけるジェンダー的要因が大きく作用していると言える。

近年は婚姻年齢が上昇しており、韓国人女性と結婚する日本人男性の平均婚姻年齢も13年で約5歳上昇し、2005年に「全婚姻」42.5歳、「再婚」49.5歳になっている $^{12}$ 。これを見る

19

 $<sup>^9</sup>$  竹下(2000)によると、1980年には未婚男性が未婚女性を約60%上回っていたという。未婚男性の結婚難の深刻さがうかがえる。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 外国人支援を行う民間団体からは、山形県内の限界集落は、アジア女性によって維持されているという指摘もある。 内海(2009a)では、PTA、隣組、婦人会で活躍するだけでなく、自らが仲介して韓国人女性を部落に移住させる など、地域の維持に貢献する人もいた。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 笠間 (1996:71) は、「国内出会い型」に比べて「仲介型」の方が妻の精神的安定度や生活満足度は低いと分析する。

と、「イエの維持・存続、ムラの崩壊防止」から「夫本人と親の介護」へと結婚の目的が変化してきたのではないかと考えられる。日本人同士の婚姻と比較して、夫の婚姻年齢とその上昇がきわめて高いことを考え合わせると、アジア女性との結婚は、日本人女性との結婚を模索し続けた末にたどり着いた、最後に残された手段であると見ることができる。

いずれにしても、強固な「家意識」、「嫁の役割」への同化に対する強い期待という、文化的要因とジェンダー的要因が絡み合い、都市部との経済格差による農村部の貧困という 国内の経済的要因が相まって、アジア女性を招く状況を作り出しているのではないか。

# 4.2. 韓国社会からのプッシュ要因

# 4.2.1. 日本の先行研究から

# (1) 社会的要因

韓国からの結婚移住女性が増加した時期を見ると、まず1990年に入ってから(石井1995)と、1998~99年(グラフ 2)である。前者は、笹川(1989)によれば、韓国国内の急速な民主化、出国条件の緩和、ソウルオリンピック(1988)をきっかけとする韓国のイメージアップに起因する。これらに加えて、農村部から都市部に女性が流出し、その結果、都市部で人口の男女比の不均衡が生じ、女性が結婚難に陥っていることも要因となっている。桑山(1995)、柳(2005)でも、都市出身者が多いことが、結婚移住する韓国人女性の特徴としてあげられている。移住増加時期の後者は1997年の「アジア通貨危機」が背景にある(李2005)。こうした韓国の社会的要因が、女性に対するプッシュ要因となっている。

# (2) ジェンダー的要因

しかし最大のプッシュ要因は、ジェンダー的要因であろう。まず、「家」の側面を見ると、韓国では結婚「適齢期」観念が強いため、「適齢期」をこえた女性には周囲から結婚の圧力がかかる(笹川1989、桑山1995)。そのため、高年齢で、高学歴であったり専門性のある分野で働いていたりした女性が多いことが、結婚移住した韓国人女性の特徴となっているという(桑山1995、中澤1996、柳2006)。

また、離婚女性の再婚の難しさもあげられる(笹川1989、桑山1995、中澤1996)。笹川 (1989)、中澤 (1996)は、「韓国では『貞女は二夫に仕えず』という儒教的な考え方が強く、女性の守節が過度に強要され、家族法上の地位も低く、寡婦の再婚をタブー視する社会的風潮がある<sup>13</sup>」と述べる。法的にも女性の地位が低いというのは、1977年に例外規定が設けられるまでは、韓国民法では、結婚した女性も娘の夫も戸主になれなかったことを指す(笹川1989)。そのため、今でも「家には男の兄弟が居るからやがて自分は家を出てゆかなければならない」「家には兄の妻も子もいるし、いつまでも自分はここにはいられない」と考える未婚女性が多いのが現実だという。離婚して生家に戻ったとしても、女性は家の中での地位が安定せず、難しいながらも再婚の機会を見つけなければならないのである。

 $^{13}$  一方、李・呉 (2003) は、 $1990\sim2001$ 年で女性の再婚が全婚姻の 7%から16.5%へと 2倍以上になっていることや、マスコミでの取り上げられ方等から、再婚に対する意識が変わってきたのではないかとする。

しかし、子連れの場合には、再婚の障害となりうる法律も存在する。韓国民法では、子どもは父親の姓と本<sup>14</sup>を継ぐことが定められているため、「親権を持つ母親が子どもを連れて再婚した場合でも、子どもの姓が変わることはなく、実父の姓を名乗る」(李・呉2003) ことになる。つまり、再婚した夫婦の家族では、父親、母親、子どもの姓がそれぞれ異なるため、再婚したことが世間にあからさまになってしまうわけである。内海(2009a)でも、「韓国で再婚すると、子どもの名字が父親と違って学校でいじめられるけど、日本人と結婚すれば、家族みんな同じ名字になるから日本の方がいい」と答えた被調査者がいた。

「職場」の側面でも、笹川 (1989) によると、韓国には一部の職業を除いて、結婚退職制など事実上の早期定年制がある上に、賃金の面でも男女で差がある<sup>15</sup>など、女性の地位が低い。その結果、経済的な自立が難しくなり、独身を通すことが困難になるのである。

# (3) 結婚移住の引き金となるもの

中澤(1996)は「個人的な問題」によって結婚移住する女性が多いことを、他のアジア女性とは異なる韓国人女性の特徴としてあげている。柳(2006)も調査結果から、「韓国社会を離れたいという何らかの個人的事情が強く作用している」と分析している。つまり、社会的要因、ジェンダー的要因により韓国社会で暮らしにくくなった女性が、何らかの「個人的な問題」の発生が引き金となって、外国への結婚移住に踏み切るのである。

また、韓国における結婚仲介業者や「マダム・ツ¹6」と呼ばれる女性の役割は大きい(笹川1989、桑山1995、中澤1996、柳2006)。韓国では、韓国人同士の結婚を斡旋する仲介業者が、国際結婚の急増以前から国内に多数存在していたが、これらの既存の業者が国際結婚へと「業務」の範囲を広げていったことは想像に難くない。賽漢卓娜(2007)も指摘するように、仲介業者は女性たちの不遇な状況を十分理解した上で、日本人男性と結婚することで人生をリセットし、海外でいい暮らしができるかのようにあの手この手で説得する。つまり、「個人的な問題」の発生と、仲介業者や「マダム・ツ」のようなブローカーによる仲介が引き金となり、社会的経済的に弱い立場に追い込まれた女性を、韓国社会から「豊かな国」日本へと向かわせているのである。

## 4.2.2. 韓国のデータと先行研究から

3.2.で述べたように、韓国では、近年急増している外国からの結婚移住女性問題について、国を挙げての様々な政策が取られ、調査・研究が進んでいる。しかし、韓国社会では目立たない、韓国人女性の国外への結婚移住についての研究は皆無に近い。ここでは、韓国のデータ、文献をもとに、韓国の社会・文化的背景から、韓国人女性の結婚移住のプッシュ要因と考えられるものを取り上げる。

21

<sup>「</sup>本貫」の略。始祖が姓を興した場所、発祥地のことである。「同姓同本」、つまり、姓も本も同じ者同士は、明らかにルーツが同じであるということから、婚姻できないという法的な規定がある。(2005年の改定によって緩和された。)

<sup>15</sup> 呉 (2005) によると、2002年の月平均収入は、女性約145万ウォン、男性約230万ウォンである。16 主に富裕層や特別な階層の人を相手にする職業的な「女仲人」を称する俗語。

# (1) 社会的要因

日本へ結婚移住する女性の約半数が再婚者であるということは、韓国社会における離婚・再婚の増加も要因の一つとして考えられる。統計庁の2005年の調査によると、韓国では、1996年以降、男女ともに非婚・晩婚化により20代の結婚が急激に減少している。一方で、同じく1996年以降、「アジア通貨危機」を境に男女の離婚数が大幅に増加している。

もう一つ注目すべきことは、30代~40代の再婚数が増え続けていることである。特に女性は1990年以降、男性は2000年以降、大幅に増えており、これは韓国人女性の日本への結婚移住が増えた時期とも、韓国人男性の外国人女性との国際結婚が増えてきた時期とも一致する。

国際結婚の離婚において特徴的に見られるのは、2005年以降の中国人女性との離婚である。2008年には「妻外国人」の離婚数7,962のうち、中国国籍が5,398と7割近い件数であった。鄭(2007)は、韓国に結婚移住してくる中国人女性の大部分は朝鮮族であるという。1992年に中国と韓国との間に国交が樹立されてから、同じ民族であるということと、ことばが通じるという理由から、朝鮮族と韓国人男性との結婚が増えてきた。ブローカーが仲介したケースが多く、結婚そのものが韓国へ行くための手段として利用されることが多いため、深刻な社会問題にまで広がった。2005年以降、中国人女性との婚姻数は減少傾向にあるものの、韓国国籍を取得後、離婚した朝鮮族の女性たちは、今度は韓国人女性として日本へ結婚移住している可能性が高いと推測される。

Kim Anna (2009) は、外貨危機後、女性の貧困を含む貧困の深化現象が社会全般的な問題として現れたとし、労働貧困層、離婚女性、債務不履行者など新たな貧困層へと拡大したと述べている。さらに、女性労働者の失業と不安定な就業の繰り返しは、女性が一人で生計を担っている世帯の場合、そのまま貧困と生計の困難へとつながり、韓国社会の「貧困の女性化」を招くことになったと指摘している。このような貧困から脱出するための選択肢の一つに再婚があるとするならば、女性の日本への結婚移住は十分に考えられる。

「貧困の女性化」は、母子世帯<sup>17</sup>においてより顕著である。呉(2005)によると、離婚の増加とアジア通貨危機の影響により、母子世帯の生活保護世帯は1999年には57.4%まで増加した。呉(2005)は、母子世帯の8割以上は就労しているものの、所得が月平均50万~80万ウォン<sup>18</sup>で、小規模事業所の非正規雇用であるなど不安定な就業者が多いと見ている。また、金(2008)によると、母子世帯向けの所得保障制度があることはあるが、適用対象が少なく給付水準も低いため、母子世帯の貧困は「貧困の女性化」の象徴になっているという。社会保障の面でも、年金加入・受給において男女に格差があり、女性の老後所得保障は非常に不安定になっている(金2008:82)。

「家」「職場」におけるジェンダー的要因と、女性の現状にそぐわない法律や未整備の社会保障制度という社会的要因から、「適齢期」以上の女性や寡婦・離婚女性<sup>19</sup>は、韓国社

-

<sup>17</sup> 死別、生別、離婚を含む。

<sup>18 2002</sup>年の月平均収入は約52万ウォンと、一般の女性・男性(注15参照)に比べて極端に低い。

<sup>19</sup> World Public Opinionが2009年3月5日に発表した世論調査の結果によると、韓国では寡婦・離婚女性に対する差別が「ある」と回答した人が8割を上回り、調査対象の18か国の中で、第1位であった。 http://www.worldpublicopinion.org/pipa/articles/btjusticehuman\_rightsra/494.php

会において、社会的にも経済的にも弱い立場に置かれやすいことがわかる。後者については、年齢が高く子どもがいることで、さらに弱者の立場に追い込まれ、経済的な自立が一層困難になる上に、老後の不安もつきまとうのである。

### (2) 文化的要因

韓国消費者保護院が2003年に行った「結婚文化意識および実態調査」の結果によると、調査対象の74%の人が、現行の韓国の結婚文化が必要以上に豪華、贅沢であると認識しており、その理由として、体面を重視する文化や自己誇示的な社会風潮、お金ですべて解決しようとする物質万能主義的な考えの表れであると指摘している。Lee Yeong-jae (2008)は、20世紀後半までは、婚姻による儀礼を行う際、「家庭儀礼に関する法律」、「家庭儀礼に関する法律施行例」の制約を受け、虚礼虚飾行為が禁止されていたが、1999年に民主化時代を迎え、このような法制度が廃止されたことで、一部の富裕層が豪華な結婚文化を作り上げ、結婚市場における格差を招いたと指摘している。2005年の調査では、結婚一件当たりの結婚費用は平均9,088万ウォンと発表されたが、これは国民一人当たりのGNPに換算すると日本の3.3倍に当たる金額であるという。新婚夫婦を対象に、結婚費用の支出について聞いたところ、全体の97.8%が結婚費用を負担に感じていると答えている。しかし、結婚を「人倫之大事」とし、本人同士のみならず家同士の結婚として考える韓国では、経済的にも心理的にも負担を感じながらも、周りに劣らない程度に儀礼を行いたいという意識が強い。

このような背景の中、結婚のための十分な準備ができない女性の中には、韓国国内で不利な結婚をするより、国際結婚という道を選ぶ人もいる。実際、仲介業者の宣伝の中に「結婚費用は全額新郎側で負担」「結婚準備金がもらえる」などと、結婚費用に関する内容が目立つのも、このような背景が原因となっているのである。

#### (3) ジェンダー的要因

4.2.1.でも述べたように、日本へ結婚移住した韓国人女性の中には、初婚で大卒、専門職に就いていたという経歴を持つ人たちがいる。経済的な理由や離婚経験がある女性たちと違って、このような人たちの結婚難には、「若くてきれいな女性」が結婚相手として優先的に選ばれる韓国社会や韓国人男性の女性に対する意識に問題があると指摘している人もいる。Lee Young Ja (2008) は、結婚市場において、女性には、職業や学歴より外見の方が配偶者指数<sup>20</sup>の側面でより決定的な要素として作用すると述べている。また、専門職に就く女性は他の職業集団や無職の女性よりも初婚が遅れることが多いが、結婚市場においては、年齢は、学歴や年俸などの他の条件を無力化させるほど結婚条件に影響を与え、女性差別を招くと指摘している。年齢が多少高くても高キャリアと財力を持ついわゆる「ゴールドミス」と呼ばれる層は、希望する結婚ができなくても「華麗なシングル」

\_

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 「配偶者指数」とは、韓国の結婚情報業界で、結婚相手の資質や条件を間接評価するための代理指標のことである。 職業、年俸、学歴、家族背景のほかに、身長、体重、容姿、印象、宗教、趣味、特技などのような個人情報を点数 化し、総合評価によってランク付けられる。

となることができる。しかし、「ゴールドミス」に比べ経済的にもキャリア的にも条件は 劣るが結婚適齢期を過ぎた「シルバーミス」と呼ばれる女性たちは、結婚相手として選ば れない可能性がもっとも高いという。絶対多数を占める「シルバーミス」たちが結婚市場 で疎外されていることが問題であるという結婚仲介業者もいる。

筆者(澤)が聞き取り調査を行った韓国ソウル市在住の女性(34歳)は、周囲からの結婚圧力や、年齢的に結婚できる確率がどんどん下がってきていることにストレスを感じており、日本に留学した経験もあることから国際結婚を考えている。またこの女性は、地方都市の方がより安定した暮らしができるうえに、子育てをするにも落ち着いた地方都市が教育に適していると言う。日本は「大都市と地方都市との格差が少なく、温泉や自然を楽しむこともできる」ので、地方で生活することに抵抗はないと話す。

2009年の韓国統計庁の調査では、今後増やしてほしい福祉サービスの中で、「老後の介護サービス」と「子育て支援サービス」がどの年代でももっとも大きい割合を占めていた。「シルバーミス」と呼ばれる女性たちの中には、韓国に比べ様々な福祉サービスが先に整ってきている日本で、より安定した暮らしを始めたいと希望している人たちも少なくないように思われる。

# 5. 山形県における聞き取り調査の結果より

ここでは、筆者らが行った聞き取り調査の結果から、韓国人女性を結婚移住へと向かわせたプッシュ要因を分析する。分析の対象とする調査は、内海(2008)・内海(2009a)で行った韓国人女性14名に対する聞き取り調査と、澤が行った韓国人女性2名に対する聞き取り調査のうち、山形県在住の1名に対する調査の結果である。なお、内海(2008)・内海(2009a)は、来日初期の日本語学習の有無と、日本語学習の継続や日本社会への参加について調べることを目的とした。本稿では同調査から、日本への結婚移住のプッシュ要因を分析する。

来日時の年齢は、20代2名、30代6名、40代6名、50代1名で、30代と40代が多い。韓国での結婚経験者は7名、前夫との間に子どもがいる人は5名である。平均年齢は38.1歳で、初婚32.2歳、再婚44歳である。表1のデータと比べると若干高めではあるが、同様の傾向を示している。

結婚のきっかけは、仲介型が14名、国内出会い型が1名で、圧倒的に仲介型の結婚である。仲介型のうち、「知り合い」が13名、「結婚紹介所」が1名である。「知り合い」のうち、韓国国内の「知り合い」が8名で、他は、先に日本に結婚移住した女性の「知り合い」から電話で勧められたという人が3名である。また、犯罪被害にあって傷心のまま駆け込んだお寺で日本人との結婚を勧められたケース、将来を思い悩んで相談に訪れた占い師に日本人男性を紹介されたケースがあり、結婚を仲介するという行為はきわめて日常的であることが分かる。次に、この15名を、韓国で結婚歴がある人とない人に分け、日本への結婚移住に至ったプッシュ要因を分析する。

# 5.1. 韓国で結婚歴なしの場合

韓国での結婚歴がない人は8名で、結婚移住した時の年齢は1名(50代<sup>21</sup>)を除き、20代2名、30代5名である。これら7名は、韓国では会社員などの被雇用者であった。30代5名のうち、2名が年齢のせいで退職を勧められたり、会社に居づらくなったりという状況を経験しており、親戚や親から日本人との結婚を勧められている。2名は会社の倒産を経験している。また、7名のうち、2名が高校生の時までに両親を亡くし、2名が母子家庭で育っている。

年齢が上がり30代になると、職場に居続けることや結婚が難しくなるようだ。しかも、親がいない家庭、あるいは母子家庭というのは経済基盤が弱く、韓国人同士の結婚には家柄的にも金銭的にも不利である。だからと言って、結婚できれば相手はだれでもいいというのは、「周りの目や自分のプライドが許さなかった」と言う人もいた。そこに失恋(1名)や会社の倒産(2名)など「個人的な問題」が重なったり、親や親戚、「知り合い」から日本人との結婚を勧められたりして、結婚移住に至るというわけである。つまり、「適齢期」を過ぎていること、生まれ育った家庭の経済基盤が弱いことが、女性の結婚における選択肢を少なくしている。そうした女性にとっては、その状況をリセットするのが結婚移住ということになるのだろう。

# 5.2. 韓国で離婚歴有りの場合

韓国で離婚を経験している人は7名で、30代1名、40代6名である。韓国での職業は、食堂やブティック経営などの自営業が5名で、被雇用者1名、非正規労働者1名である。40代の5名が前夫との間に子どもがいて、3名は子どもの独立後に日本へ結婚移住しており、老後の不安があったものと思われる。他2名は就学年齢の子どもがいて、結婚後に呼び寄せている。1名は非正規労働による貧困、1名は年齢があがって職場に居づらくなったところに犯罪被害にあったことで、日本人男性との結婚を決意している。

離婚歴がある場合は、母子家庭の貧困や老後の不安が結婚移住の要因となっている。年齢があがっても自営業であれば元気なうちは働き続けることはできるわけだが、やがて老いと向き合う時が来る。また、非正規雇用や年齢の高い被雇用者で、さらに子どもを抱えていれば、将来への不安は大きい。社会保障や年金制度が整っていない韓国では、離婚女性にとって、貧困や老後の不安はごく身近なことである。

加えて、ここにも「知り合い」の強力な働きかけがある。「日本人との結婚は考えもしなかったけれど、1年間説得され続けて、そのうちそれもいいかもしれないと思うようになった」と言う人もいた。

#### 5.3. 調査結果に見るプッシュ要因

韓国人女性を日本へ結婚移住に向かわせる最大の要因は、やはり「家」「職場」のジェ

 $<sup>^{21}</sup>$  50代の 1 名は自営業を営んでいたが、老後の不安から、仲介業者に勧められるままに商売をたたみ、結婚移住を決めている。

ンダー的要因であるが、韓国国内での経済格差も絡んでいる。それは女性が生まれ育った 家庭環境に起因する。両親がいない家庭や母子家庭の場合、経済的基盤が弱い。その結果、 国内での結婚が不利になり、自分の社会的経済的地位を高めてくれる結婚は望めない。

また、「適齢期」を逃すことは、職場に居続けることも、良縁に恵まれることも難しくなる。職業におけるキャリアや専門性も、「適齢期」の前では大きな意味は持たず、結婚の選択肢を広げてはくれない。

韓国社会には、女性が一人で生きていくには社会保障や年金制度がいまだ未整備であるという社会的要因が存在する。このことが、特に、離婚女性にとっての状況を一層厳しいものにしている。兄弟がいて世間の目もあれば、実家に戻ることもままならない。主婦で子どもを抱えていれば、小規模事業所での非正規雇用などの選択肢しかなく、将来への不安がのしかかる。自営業で何とか子どもを育て上げたとしても、年金が当てにならない社会では、自分の老後への不安がつのるのである。

そして、このように社会的弱者の立場に追い込まれた女性たちを、日本人男性へ、日本へと向かわせるのは、仲介者の強力な説得である。韓国は従来、結婚相手を紹介するという行為がごく日常的で、それを副業とする「マダム・ツ」のようなブローカーも身近な存在である。調査対象者の中にも、お寺や占い師の紹介がきっかけとなった人もいた。これが、韓国人女性を結婚移住へと向かわせる文化的要因になっていると考えることができる。仲介者は、女性の弱い立場を十分に理解した上で、「持家があるから将来の不安はない」「日本人男性は女性の年齢や離婚歴は気にしない」などと説得する。「個人的な問題」があり「人生の不遇」を経験していれば、女性の気持ちは一気に結婚移住へ向かうのであろう。

このように、韓国人女性を結婚移住させる最大の要因はジェンダー的要因であるが、社 会的要因、文化的要因もそこには絡んでいると考えることができる。

# 5.4. 仲介型国際結婚のこれから

もともと女性にとって日本人男性との国際結婚は、自分の置かれた状況をリセットし、 自分を高めてくれる手段である。日本人男性が自分の経済力に応じて仲介手数料を支払い、 年齢・容姿・連れ子の有無などを基準に女性を選んでいるように、韓国人女性もまた、自 分を社会的経済的に高めてくれるかどうかという基準で男性を選んでいるのである。「お 見合いで会った男性の中で、この人は大卒だから頭がいいと思った」と言う人や、男性の 別荘がすっかり気に入って結婚を決めたという人もいた。

一方で、2.1.2.の韓国人女性と日本人男性の婚姻数の推移が示唆するように、韓国人女性の結婚移住先は、山形県から宮城県(仙台市)へ、そして首都圏へと、より都市部へ移っている。「豊かな国日本」でも農村部では自分を高めてくれる結婚は期待できないことがわかり、地域を選ぶようになったと考えることができよう。もともと「ムラの崩壊防止」というねらいもあって始められたアジア女性の受け入れであるが、男性を、社会的経済的観点から選べる年齢と容姿を持った「若くてきれいな」女性は都市部へ、選べない女性は農村部へというように、仲介型の国際結婚でも格差の広がりが始まっているのかもしれない。

# 6. まとめ

# 6.1. 送り出し社会の役割と責務

送り出し社会としては、国際結婚の大きな割合を占める結婚仲介業者が営利目的のために結婚を斡旋することがないよう、国として制度的規制を加えなければならないという声が高まっている。薛東勳・林慶澤(2005)は、現在自由業として運営されている国際結婚仲介業に対し、申告制・登録制、または許可制を導入し、国および地方自治団体の管理・監督を受けるようにすることによって、より健全な結婚文化を形成しなければならないと指摘している。そのためには、「特定取引法」や「消費者契約法」などの法制度をもって結婚仲介業者を規制している日本の例を参考にすることも提案している。

特に、虚偽の情報を流したり、大事な情報を隠したりして、結婚詐欺や偽装結婚を誘発している悪徳業者の摘発にも国として積極的に乗り出し、結婚犯罪の被害をできるだけ防ぐことは、近年増え続けている国際結婚の離婚数を減らすことにもつながるであろう。

また、結婚移住を決心する女性の多くが韓国社会における差別や蔑視によって国を離れるケースが多いという事実や、社会的な保障の未整備による将来への不安もあるということを、送り出し社会はしっかり受け止める必要があるだろう。韓国人女性の国外への結婚移住を個人の自由な選択として傍観するのではなく、社会問題の一つとして捉え、問題解決のために調査、研究を進める必要があると考える。

# 6.2. 受け入れ社会の役割と責務

受け入れ社会では、結婚移住した女性たちの十全な社会参加を支えるシステム作りが必要である。筆者らは日本語教育を専門とするため、日本語習得支援の観点から言うと、初期日本語教育の保障は不可欠である。内海(2009a)で分析したように、来日して半年以内に、日本語教室での日本語学習を始め、1年半以上継続した女性たちは、「話す・聞く」日本語能力だけでなく「読む・書く」日本語能力も獲得し、文字情報を活用して、自分の手で生活の質を高めている。その上、外国人を支援する側に回り、十分に社会参加を果たしていることがわかった。

これまで日本では、生活者のための日本語教育をボランティア任せにしてきたが、外国人集住地域と散在地域の格差を解消し、教育の質と学習時間数を確保するためにも、初期日本語教育のプログラムを開発すること、専門性を持った教師が教育にあたること、来日初期に日本語学習を始められるように行政が情報提供と説明を行うこと等を、政府の保障で行っていかなければならない。

日本の外国人登録者数は過去最高記録を更新し続けている。一方で、「夫日本人・妻外国人」の婚姻数は2年続けて減少している。これは何を意味するのか、アジア女性の移動が変化しているのか、今後も注視していきたい。

# 参考文献

## <日本語の文献>

石井由香(1995)「国際結婚の現状」駒井洋編『定住化する外国人』明石書店:73-102.

- 伊藤るり(2002)「国際移動とジェンダーの再編」原ひろ子編著『比較研究ジェンダーの視点から』(財)放送大学教育振興会:229-252.
- 内海由美子(2008)「第2章第3節外国人配偶者(女性)調査3.2.1.Yさんのケース」『平成19年度文化庁日本語教育研究委託外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発報告書』 社団法人日本語教育学会:62-64.
- 内海由美子(2009a)「第2章第2節配偶者調査」『20年度文化庁日本語教育研究委託外国人に 対する実践的な日本語教育の研究開発報告書』社団法人日本語教育学会:60-73.
- 内海由美子(2009b)「外国人散在地域における配偶者の日本語習得支援を考える」『日本語学』 28-6:88-96.
- 遠藤清江(2001)「農村地域での異文化背景による家族介護の実態(その1) 農村社会の文化的背景と家族介護 」『東洋大学発達臨床研究紀要』 1:57-68.
- 呉英蘭 (2005) 「日本と韓国におけるソロ・マザーの雇用支援」(社会政策学会第110回 (2005 春季) 大会自由論第発表文) http://www.soc.nii.ac.jp/sssp/110taikai/f52\_oh.pdf
- 笠間千浪(1996)「第8章滞日外国人女性と<ジェンダー・バイアス>」宮島喬編『外国人労働者から市民へ』有斐閣:165-186
- 河原俊昭他(2009)『国際結婚-多様化する家族とアイデンティティ』明石書店
- 金鎮(2008)「韓国における女性の所得保障をめぐる研究動向と今後の課題 学術論文誌と政府シンクタンク報告書を中心に 」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』 165:80-91.
- 桑山紀彦(1995)『国際結婚とストレス-アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』明石 書店
- 養漢卓娜(2007)「中国人女性の『周辺化』と結婚移住 送り出し側のプッシュ要因分析を通して 」『家族社会学研究』19(2):71-83.
- 笹川孝一(1989)「韓国からの『花嫁』と異文化交流 『国際識字年』を前に 」佐藤隆夫編著『農村と国際結婚』日本評論社: 217-267.
- 定松文(1996)「第3章家族問題」宮島喬編『外国人労働者から市民へ』有斐閣:65-82
- 佐藤隆夫(1989)『農村と国際結婚』日本評論社
- 菅野穎一(2002)「山形県の出生率に関する人口学的分析」『山形県衛生研究所報』35:77-83 竹下修子(2000)『国際結婚の社会学』学文社
- 竹ノ下弘久(2003)「『国際結婚』家族におけるジェンダーとエスニシティの二重の非対称性 育児とサポートネットワークに注目して 」『家族研究年報』28:2-13.
- 鄭艶紅(2007)「中国朝鮮族女性における国際結婚 韓国人男性と国際結婚が行われる社会的要因について | 『比較社会文化研究』22:75-86.
- 中澤進之右(1996)「農村におけるアジア系外国人妻の生活と居住意識 山形県最上地方の中国・ 台湾、韓国、フィリピン出身者を対象にして – 」『家族社会学研究』 8:81-96.
- 原島博(2009)「国際結婚によるフィリピン人女性移民の日本への移住支援に関わる研究 『送り出し』側のフィリピン政府の渡航前プログラムからの考察 」野沢勝美『東南アジア諸国の地域開発(IV)』 亜細亜大学:79-111.

#### 山形大学留学生教育と研究 第2号

李璟媛・呉貞玉 (2003) 「再婚に関する韓国と日本の比較研究」『家族関係学』 22:109-120.

柳蓮淑 (2005) 「外国人妻の世帯内ジェンダー関係の再編と交渉 - 農村部在住韓国人妻の事例を中心に - 」『人間文化論叢』 8:231-240.

柳蓮淑 (2006) 「外国人妻の主体性構築に関する一考察 - 山形県在住の韓国人妻の事例から - 」 『桜美林論集』33:119-133.

## <韓国語の文献>

Kim Anna (2009)「外換危機以降女性貧困の実態と貧困要因に関する実証的分析」『韓国女性学』 25(3):71-107.

Ko Gaphee (2005)「女性たちの空間と資本:地球化時代韓国社会の女性的貧困と空間的対応」 『韓国女性学』21 (3):5-37.

李温竹(2009)「韓国女性勤労者の婚姻観と職業観」『亜細亜女性研究』21:181-225.

Lee Yeong-jae (2008) 「21世紀初韓国の婚姻制度と婚礼慣行」『実践民俗学研究』 12:5-42.

Lee Young Ja (2008)「結婚市場とジェンダー」『韓国女性学』24(2):39-71.

Park Sun-Young (2007) 「移住女性とその子女の人権」 『ジャスティス』 96:7-26.

薛東勳·林慶澤(2005)「日本の国際結婚仲介会社管理体系および結婚移民者政策支援政策研究」 大統領諮問貧富格差・差別施政委員会:1-111.

Sung Jung-Hyeun (2003)「離婚の心理社会的結果と制度的代案」『状況と福祉』 8(1): 95-130.